



吸収分割契約書

住信ＳＢＩネット銀行株式会社（以下「甲」という。）と岡三証券株式会社（以下「乙」という。）は、第１条において定義する事業に関して有する権利義務の一部を、甲が乙に承継させる吸収分割（以下「本分割」という。）を行うことに関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（吸収分割）

甲は、本契約に従い、会社法第２条第２９号に定める吸収分割の方法により、効力発生日（第６条に定める。以下同じ。）において、その経営する事業のうち、株式会社東京金融取引所（以下「東京金融取引所」という。）における取引所為替証拠金取引（くりっく３６５）の取引参加者としての事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務の一部を、乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第２条（当事会社の商号及び住所）

本分割における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び本店の所在地は、次の各号に定めるとおりである。

(1) 吸収分割会社（甲）

商号：住信ＳＢＩネット銀行株式会社
本店所在地：東京都港区六本木一丁目６番１号

(2) 吸収分割承継会社（乙）

商号：岡三証券株式会社
本店所在地：東京都中央区日本橋一丁目１７番６号

第３条（本分割により承継する権利義務）

- 1 甲が本分割により乙に承継させる資産、負債、契約その他の権利義務（以下「分割承継権利義務」という。）は、別紙に記載するとおりとする。
- 2 乙が本分割により前項の定めに従って甲から承継する債務は、乙が免責的にこれを引き受ける。
- 3 乙は、本分割に際して、本事業に従事する甲の従業員との雇用契約を承継しない。但し、本事業に主として従事する従業員が、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第４条第１項に基づき甲に異議を申し出た場合は、この限りでない。
- 4 乙は、本分割に際して、甲が本事業のために保有又は利用するシステムに係る契約関係（甲が株式会社トレードビジョンとの間で締結している２０１６年７月２８日付アウトソーシング・サービス基本契約書及び同基本契約書の内容を変更する覚書等に係る契約関係を含むが、これに限られない。）を承継しない。

5 甲は、乙に対し、本分割の効力が発生した後速やかに、効力発生日の前日における甲の本事業に関する貸借対照表を提出する。

第4条（本分割に際して交付する対価）

乙は、本分割に際し、効力発生日において、甲に対し、分割承継権利義務に代えて、会社法第758条第4号に定める金銭等（以下「本件分割交付金」という。）として、金4080万円を別途甲が指定する銀行口座に振込送金の方法により支払うものとする。なお、振込送金に要する手数料は乙が負担する。但し、第6条に定める効力発生日までの間に、別紙「承継権利義務明細表」（1）の「本件顧客」、同（2）の預り証拠金残高のいずれか一方又は双方が本契約締結日から3割以上増加又は減少した場合は、甲乙協議の上、本件分割交付金を増額又は減額する。

第5条（乙の資本金及び準備金の額）

本分割により、乙の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は変動しない。

第6条（効力発生日）

本分割の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2024年4月1日とする。但し、本分割の事務上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条（吸収分割契約承認総会）

- 1 甲は、会社法第784条第2項の規定により、本契約につき会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく、本分割を行う。但し、甲において、本分割に関して甲の株主総会決議による承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、株主総会を開催して本契約の承認及び本分割に必要なその他の事項に関する決議を得るものとする。
- 2 乙は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）による本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する決議を得るものとする。

第8条（競業禁止）

甲は、乙が承継する本事業について、会社法第21条に基づく競業禁止義務を負わないものとする。

第9条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、本契約の履行に必要な法的手続を完了しなかった場合、又は本分割に必要なとされる関係官庁の承認が得られなかった場合には、その効力を失う。

第10条（契約上の地位の移転）

甲及び乙は、相手方当事者の書面による事前の同意を得ることなく、本契約上の地位及び権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡、移転又は承継し、その他の処分を行い、又は引き受けさせることができないものとする。

第11条（分割条件の変更及び本契約の解除）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日の前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変更が生じたときは、協議の上、合意により本契約に定める条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第12条（秘密保持義務）

1 甲及び乙は、本契約に関する交渉、検討、準備、締結及び履行の過程において相手方当事者から直接又は間接に開示される一切の情報、本契約の存在及び内容、並びに本事業譲渡の検討が行われている事実（以下これらを総称して「機密情報」という。）を本契約の締結又は履行のためにのみ使用し、相手方当事者の事前の承諾なく第三者に開示してはならない。但し、次のいずれかに該当するものについては、この限りではない。

- (1) 相手方当事者から開示された時点で、既に公知となっていたもの
- (2) 相手方当事者から開示された後で、自らの責に帰すべき事由によらずに公知となったもの
- (3) 相手方当事者から開示された時点で、既に自ら保有していたもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から開示されたもの
- (5) 相手方当事者から開示された後に、本事業譲渡とは関係なく自ら調査、分析等を行うことにより得られたもの

2 前項の規定にかかわらず、機密情報を受領した当事者（以下「受領当事者」という。）は、(i) 本契約の締結又は履行のために、自らの役員、従業員、親法人等（金融商品取引法第31条の4第3項に規定する親法人等をいい、親法人等の役員、従業員も含む。）、自ら又は親法人等の依頼する弁護士、公認会計士、税理士又はその他アドバイザー等に開示する場合、及び(ii) 法令の規定又は政府機関若しくは中央銀行及び金融商品取引所その他の自主規制機関により要求される場合には、必要最小限の範囲で機密情報を開示することができる。なお、受領当事者が(i)に基づき機密情報の開示を行う場合には、当該開示先をして本条と同等の守秘義務を負担させるものとし、かつ、当該開示先による機密情報の取扱について一切の責任を負うものとし、また、(ii)に基づき機密情報の開示を行う場合には、実務上可能な限り、その内容を事前に相手方に対して通知するものとする。

3 機密情報の受領当事者は、本契約の目的が終了した場合又は相手方当事者から要求があった場合には、法令等に違反しない限り、機密情報及びその複製物を直ちに返還又は

廃棄するものとする。但し、本分割の効力が生じた場合においては、乙が承継した分割承継権利義務に係る機密情報は除く。

4 本条に定める機密保持義務は、本契約の解除後又は効力発生日後も 3 年間は有効に存続するものとする。

第 1 3 条（完全合意）

本契約は、本契約で規定する事項に関する当事者間の完全なる合意を構成するものであり、本契約の締結日前日までにかかる事項に関して当事者間で締結された一切の契約等は、本契約の締結をもって全て失効する。

第 1 4 条（準拠法及び管轄）

本契約は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。本契約に関連する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 1 5 条（協議事項）

本契約に定めのない事項、解釈に疑義を生じた事項、その他本分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、決定する。

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2023 年 12 月 22 日

(甲) 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
住信 S B I ネット銀行株式会社

代表取締役社長 円山 法昭



(乙) 東京都中央区日本橋一丁目 17 番 6 号
岡三証券株式会社

代表取締役社長 池田 嘉宏



別紙 承継権利義務明細表

本分割により乙が甲から承継する分割承継権利義務は、以下に記載する資産、負債及びその他の権利義務等とする。但し、本分割による権利義務の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可又は承諾を要するものについては、当該許認可又は承諾等の取得を条件とする。

- (1) 効力発生日が到来する時点において甲が本事業に関して本件顧客（「本件顧客」とは、本事業に係る取引を行うために甲に対して為替証拠金取引口座の設定に関する約諾書を差し入れ、為替証拠金取引口座を設定している者をいう。）との間に存在する契約における甲の当事者たる地位及び当該契約に基づき甲が有する権利義務（効力発生日前の取引に係る未収手数料を除く。）、並びに本件顧客に関する情報。
- (2) 甲が東京金融取引所に対して有する為替取引証拠金の返還請求権であって、甲が本事業に関して本件顧客から受領しかつ東京金融取引所に預託した為替取引証拠金に係るもの
- (3) 甲が本事業を運営するためにのみ作成した文書又は電磁的記憶装置内のファイル

